

川南町農業委員会 農業委員及び農地利用最適化推進委員募集要項

1 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 川南町内に住所を有する者、川南町内で農業を営んでいる者又は川南町内の農業事情に詳しい者
- (2) 川南町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者でない者
- (3) 法令により兼職が禁止されている職でない者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者
- (5) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者に該当しない者

2 募集人数

- (1) 農業委員 9名
- (2) 農地利用最適化推進委員 9名

農地利用最適化推進委員の区域ごとの募集人数は、下表のとおりです。

地区名	区域	推進委員定数
中央地区	中央自治公民館の区域	1名
川南西地区	川南西自治公民館の区域	2名
山本地区	山本地区自治公民館の区域	1名
東地区	東地区自治公民館の区域	2名
通山地区	通山地区自治公民館の区域	1名
多賀地区	多賀地区自治公民館の区域	2名

3 任 期 令和8年8月1日～令和11年7月31日

4 身 分 川南町の特別職の非常勤職員

5 報 酬

区 分		報酬の額
農業委員	会長	月額 73,000 円
	職務代理者	月額 54,000 円
	委員	月額 52,000 円
農地利用最適化推進委員		月額 52,000 円

6 主な業務内容

(1) 農業委員

- ① 農業委員会に出席し、農地法等に基づき議案の審議、決定を行う業務
- ② 農地利用最適化推進委員と連携して農地利用の最適化の活動
- ③ 現地調査等

(2) 農地利用最適化推進委員

- ① 農業委員と連携しての農地利用の最適化の活動
- ② 農業委員会での活動報告や意見申述
- ③ 現地調査等

7 推薦及び応募方法等

(1) 推薦及び募集期間 令和8年3月5日(木)～令和8年4月1日(水)

(2) 推薦及び応募様式の入手方法

川南町農業委員会事務局の窓口に備え付けているほか、川南町のホームページからダウンロードできます。

(3) 推薦及び応募先

持参又は郵送(令和8年4月1日(水)必着)により川南町農業委員会事務局まで提出してください。

8 推薦及び応募内容の公表

法令に基づき、推薦及び募集期間の中間と当該期間の終了後に川南町のホームページ等で提出のあった推薦及び応募の書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者(個人に限る。)の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者(法人又は団体に限る。)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者またはそれに準ずる者であるか否かの別(農業委員)
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 農業委員の推薦をする者が当該推薦を受ける者について、農地利用最適化推進委員の推薦をし、又は応募する者が農地利用最適化推進委員の募集に応募しているか否かの別。また、農地利用最適化推進委員の推薦をする者が当該推薦を受ける者について、農業委員の推薦をし、又は応募する者が農業委員の募集に応募しているか否かの別

9 選考方法

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任命に当たって、当該任命の過程の公平性及び透明性を確保するため、川南町農業委員会の委員等選考委員会において、農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の選考を行います。

(1) 農業委員

選考結果をもとに町長が選任議案を作成し、町議会の同意を得て任命します。

(2) 農地利用最適化推進委員

選考結果をもとに農業委員会にて農地利用最適化推進委員を決定し、農業委員会が委嘱します。

10 選考結果の通知

農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の選考結果が出ましたら、推薦者及び応募者に文書で通知します。

11 注意事項

提出された書類等は一切返却しません。なお、選考において取得した個人情報、選考に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出された書類に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。